

基監発第0625001号

職外発第0625001号

平成14年6月25日

各都道府県労働局労働基準部長 殿

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

厚生労働省職業安定局

外国人雇用対策課長

警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による「不法就労等外国人  
対策に係る具体的施策について」の策定について

標記については、平成14年5月23日に開催された、三省庁の担当課長をメンバーとする不法就労外国人対策等協議会において、別添のとおり取りまとめられたので、了知されたい。

なお、この件について、記者発表等による広報は予定していないので、念のため申し添える。

(別添)

## 不法就労等外国人対策に係る具体的施策について

平成14年5月23日

警 察 庁

法 務 省

厚 生 労 働 省

平成14年3月6日に開催された局長連絡会議において、警察・法務・厚生労働三省庁による「不法就労等外国人対策について」の基本合意が図られたところ、不法就労等外国人対策をより強力に推進していくため、下記のとおり具体的な対策を執ることとする。

なお、内閣官房副長官補室では、本年6月に外国人労働者問題啓発月間の実施を予定しているところ、下記諸対策については、同月間に合わせて取組みを強化することとする。

### 記

#### 1 不法就労外国人及び悪質なブローカー・雇用主等に関する緊密な情報交換

##### (1) 本省レベルによる情報交換

三省庁は、実効ある不法就労等外国人対策に資するため、これら不法就労外国人の実態やその誘因となっている悪質なブローカー・雇用主等に関して、積極的な情報交換を図る。

##### (2) 地方レベルによる情報交換

ア 都道府県警察、法務省及び厚生労働省の各第一線機関による緊密な情報交換  
都道府県警察、地方入国管理局及び都道府県労働局（以下「三省庁の各地方関係機関」という。）は、より緊密な情報交換の促進に努め、これら諸情報を第一線での不法就労等外国人対策に反映させる。

イ 警察庁、法務省及び厚生労働省による第一線機関での情報交換実施状況等のフォローアップ

三省庁は、随時、協議会を開催するなどして、三省庁の各地方関係機関における情報交換実施状況等のフォローアップを行う。

#### 2 事業主・団体に対する行政指導及び啓発活動の強化

##### (1) 三省庁による指導等

三省庁は、各所管業界団体等への指導を行うとともに、事業主団体に対する説明会を開催するなど不法就労等外国人対策に係る理解と協力を求め、これら事業主団体の傘下諸団体への指導・啓発を要請する。

(2) 都道府県等を単位とする三省庁の各地方関係機関による事業主団体に対する説明会の開催

三省庁の各地方関係機関は、各所管業界への指導を行うとともに、事業主団体に対する説明会を開催するなど不法就労等外国人対策に係る理解と協力を求め、これら事業主団体の会員事業主等への指導・啓発を要請する。

3 就労資格を有する外国人による資格外活動の防止対策の強化

(1) 上記2の(2)と同じ

三省庁の各地方関係機関は、各所管業界への指導を行うとともに、事業主団体に対する説明会を開催するなど不法就労等外国人対策に係る理解と協力を求め、これら事業主団体の会員事業主等への指導・啓発を要請する。

(2) 資格外活動に関する情報の収集

都道府県警察及び地方入国管理局は、就労資格を有する外国人の資格外活動に関する情報の入手に努め、必要に応じて実態調査を行うなど、この種事犯の防止を図る。

4 悪質な不法滞在・不法就労事犯等に対する取締り等の強化

(1) 警察、入国管理局による合同摘発及び労働局による強制捜査等との連携の強化

都道府県警察及び地方入国管理局は、悪質な不法滞在、不法就労事犯等の取締りに向けた合同摘発をより一層強力に推進することとし、都道府県労働局は、当該合同摘発に係る事業主において労働基準関係法令違反が認められ強制捜査等を実施する場合には、事案に応じ、都道府県警察及び地方入国管理局との連携を図ることとするなど、取締体制の連携・強化を推進する。

(2) 警察による不法入国あっせん組織、地下銀行等の徹底取締り

都道府県警察は、不法入国あっせん組織や地下銀行等の解明に努めるとともに、その取締りを強力に推進し、地方入国管理局はこれに協力するものとする。

(3) 入国管理局による悪質なブローカー・雇用主及び不法就労者の警察に対する告発・通報の強化

地方入国管理局は、不法就労に係る被摘発者について、より一層その実態の解明に努めるなどして、悪質な不法就労事犯の都道府県警察に対する告発・通報を強化するとともに、不法就労等外国人の誘因になっている関係者の情報入手に努め、悪質なブローカー・雇用主の通報強化を図る。

## 5 不法就労防止に向けた国内及び海外広報の積極的実施

### (1) 国外における広報

#### ア 在日外国公館を通じた広報

在日外国公館に対して、我が国における外国人労働者受入れに関する基本政策及び来日外国人による犯罪の発生状況・不法就労外国人の実態等を説明するなど、不法就労企図者の送出国防止に向けた当該国政府の協力を要請する。

#### イ 不法就労外国人の送出国に所在する日本国大使館等を通じた広報

不法就労外国人の送出国に所在する在外日本公館等を通じ、当該国政府に対して我が国の外国人労働者受入れに関する基本政策、来日外国人による犯罪の発生状況・不法就労者の実態等を伝達するなど、不法就労企図者の来日防止に向けた自国内での広報を要請する。

#### ウ 在日外国報道機関加盟団体等を通じた広報

在日外国報道機関加盟団体、外国向け放送機関等への記者発表・資料提供等を実施し、不法就労者の送出国等に向けた広報活動を展開する。

### (2) 国内における広報

#### ア 三省庁による広報啓発活動の推進

(ア) 警察庁は、「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」を設定し、都道府県警察における①雇用主等に対する不法就労防止のための指導啓発、②在留資格を有する外国人の失踪防止対策、③パンフレット等による広報等を行うものとする。

(イ) 法務省は、①事業所に対するパンフレットの配布、②地方自治体、商工会等へのポスターの掲示依頼、③インターネット（法務省ホームページ）による広報の推進を実施する。

(ウ) 厚生労働省は、①ポスター・パンフレットの作成及び配布、②外国人労働者問題について事業主団体や個々の事業主に対する周知、啓発活動を実施する。

#### イ 三省庁の各地方関係機関による広報啓発活動の推進

三省庁の各地方関係機関は、独自に又は不法就労等外国人労働者問題地方協議会として、不法就労外国人の雇用防止に向けた事業主団体等への広報啓発活動を展開する。